

四万十町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後			改正前		
○四万十町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 平成18年3月20日条例第31号 (他の法令による給付との調整) 第9条 略			○四万十町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 平成18年3月20日条例第31号 (他の法令による給付との調整) 第9条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった障害又は死亡について次表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ、同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第20条を除く。）による年金たる補償の年額に同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じて同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、これらの額に50円未満の端数があるときは切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは100円に切り上げるものとする。		
傷病補償 年金	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下単に「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）	0.73	傷病補償 年金	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金（以下「旧船員保険法の障害年金」という。）	0.75
	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86		国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金（以下「旧厚生年金保険法の障害年金」という。）	0.75
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第	0.88		国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金（以下「旧国民年金法の	0.89

改正後				改正前			
		1 項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成 24 年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。）若しくは平成 24 年一元化法附則第 61 条第 1 項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成 24 年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）				障害年金」という。）	
		国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第 87 条第 1 項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧船員保険法による障害年金」という。）	0.75			厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）の規定による障害厚生年金（以下「障害厚生年金」という。）及び国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）の規定による障害基礎年金（同法第 30 条の 4 の規定による障害基礎年金を除く。以下「障害基礎年金」という。）	0.73
		国民年金等改正法附則第 78 条第 1 項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）	0.75			障害厚生年金（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
		国民年金等改正法附則第 32 条第 1 項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下「旧国民年金法による障害年金」という。）	0.89			障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）の規定による障害共済年金（以下「障害共済年金」という。）又は障害厚生年金が支給される場合を除く。）	0.88
	障 害 補 償 年金	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73		障 害 補 償 年金	旧船員保険法の障害年金	0.74
		障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.83			旧厚生年金保険法の障害年金	0.74
		障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成 24 年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成 24 年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88			旧国民年金法の障害年金	0.89
		旧船員保険法による障害年金	0.74			障害厚生年金及び障害基礎年金	0.73
		旧厚生年金保険法による障害年金	0.74			障害厚生年金（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.83
		旧国民年金法による障害年金	0.89			障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。）	0.88

改正後			改正前		
遺族補償年金	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成 24 年一元化法附則第 41 条第 1 項の規定による遺族共済年金若しくは平成 24 年一元化法附則第 65 条第 1 項の規定による遺族共済年金（以下単に「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第 28 条第 1 項の規定による遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。）	0.80	遺族補償年金	国民年金等改正法附則第 87 条第 1 項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金	0.80
	遺族厚生年金等（当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	0.84		国民年金等改正法附則第 78 条第 1 項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金	0.80
	遺族基礎年金（当該補償の事由となった死亡について遺族厚生年金等又は平成 24 年一元化法附則第 37 条第 1 項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成 24 年一元化法附則第 61 条第 1 項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	0.88		国民年金等改正法附則第 32 条第 1 項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90
	国民年金等改正法附則第 87 条第 1 項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80		厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金（以下「遺族厚生年金」という。）及び国民年金法の規定による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第 28 条第 1 項の規定により支給される遺族基礎年金を除く。以下「遺族基礎年金」という。）	0.80
	国民年金等改正法附則第 78 条第 1 項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80		遺族厚生年金（当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	0.84
	国民年金等改正法附則第 32 条第 1 項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90		遺族基礎年金（当該補償の事由となった死亡について国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金又は遺族厚生年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法の規定による寡婦年金	0.88

2 略

2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該

改正後		改正前	
<u>障害厚生年金等及び障害基礎年金</u>		残額) とする。	
	<u>0.73</u>	<u>旧船員保険法の障害年金</u>	<u>0.75</u>
<u>障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）</u>	<u>0.86</u>	<u>旧厚生年金保険法の障害年金</u>	<u>0.75</u>
<u>障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成 24 年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成 24 年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）</u>	<u>0.88</u>	<u>旧国民年金法の障害年金</u>	<u>0.89</u>
<u>旧船員保険法による障害年金</u>	<u>0.75</u>	<u>障害厚生年金及び障害基礎年金</u>	<u>0.73</u>
<u>旧厚生年金保険法による障害年金</u>	<u>0.75</u>	<u>障害厚生年金（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）</u>	<u>0.86</u>
<u>旧国民年金法による障害年金</u>	<u>0.89</u>	<u>障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。）</u>	<u>0.88</u>